

一般競争入札仕様書等に関する回答書

8 環 保 第 9 2 7 号

令和 8 年 8 月 1 8 日

福島県知事 内堀 雅雄

案 件 名	低濃度 P C B 含有残置廃棄物の収集運搬及び処分委託業務
契 約 元 課 名	福島県生活環境部産業廃棄物課
公 告 日	令和 8 年 7 月 3 0 日
質 問 事 項	1 入札保証金の免除を希望する際に提出する書類について 様式 9 業務実績証明書 (2) 福島県以外が発注した契約の場合 イ 業務実績証明願を添付できない場合は、内容等を証明できる書類とはどのような書類でしょうか。マニフェスト D 票、E 票で対応可能でしょうか。 2 PCB 濃度分析結果報告書を事前にデータ (PDF) で確認させていただくことは可能でしょうか。 3 会津若松合同庁舎山鹿車庫の廃棄物を保管する際はオイルパンに入れた状態で扉を通過して保管したのでしょうか。どのように保管したか教えてください。 4 扉を事前に外していただくことは可能でしょうか。 5 入札参加資格申請の提出書類の中で、「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しがあります。 入札者が運搬と処分の両方を行う場合、環境大臣による収集運搬の認定を受けていれば、認定証の提出で宜しいでしょうか。 6 各々の合同庁舎で保管されている P C B 廃棄物の各オイルパンの重量記載がありません。 各々の総重量に含まれているのか、各々のオイルパンのみの重量を御教示いただきたい。

7 各合同庁舎の保管場所まで、3 t・4 t ユニック車で積み込みできる場所・位置に保管されているのでしょうか。

8 オイルパンの処分はP C B 処分でよいか？

9 オイルパンの重量見積りはどうすれば良いのか？
又、オイルパンの重量を教えてください。

1 当該委託事業に係る委託契約書の写し、マニフェストD票、E 票写しの提出で支障ありません。

2 別添のとおりです。

3 低濃度P C B 廃棄物とオイルパンは別々に保管場所に搬入しており、保管場所内で低濃度P C B 廃棄物をオイルパンに入れています。

4 会津若松合同庁舎山鹿車庫の扉は取り外し可能ですが、南会津合同庁舎の扉は取り外し不可です。
また、両保管場所共に、保管場所からオイルパンと低濃度P C B 廃棄物を別々に搬出する可能性があります。
参考までに会津若松合同庁舎山鹿車庫の低濃度P C B 廃棄物のオイルパン移し替え作業及び南会津地方振興局の低濃度P C B 廃棄物保管作業の写真を別添のとおり掲載します。

5 お見込みのとおりです。

6 総重量にオイルパンの重量は含まれておりません。
なお、重量については下表のとおりですが、製品の規格等から引用しているので、あくまでも参考としてください。

会津若松合同庁舎山鹿車庫		南会津合同庁舎	
No.	オイルパン重量	No.	オイルパン重量
1	約130.1kg	1	約153kg
2	約130.1kg	2	約153kg
3	約130.1kg	3	約57kg
4	約100.1kg		
5	約65.13kg		

※ 表の「No.」は仕様書の別表の番号に対応しています。

	7 保管場所の建屋内への進入はできませんが、保管場所扉の2～3m程度近くまで車両を寄せることは可能です。 なお、建屋内から積み込み出来る位置までP C B廃棄物を移動させることも委託業務に含みます。 8 原則、「低濃度P C B汚染物」として処分してください。 9 6の回答のとおりです。
備 考	